

福島原子力補償相談室からのお知らせ
【個人事業主さまへの賠償項目の概要】

◆ 対象となる方

○ 対象となる損害

賠償項目	内容	賠償対象期間	請求済み チェック
営業損害 (追加的費用含む)	◆政府による避難指示等以前に事業を開始されている(されていた)個人事業主さま ◆「避難等対象区域」で事業の全部または一部を行っている(行っていた)個人事業主さま	—	
	○避難指示等に伴う減収分及び追加的費用 ※H27.3以降も被害の継続が認められる方については将来にわたる損害を一括して賠償		
償却・棚卸資産	◆避難指示区域でお支払い対象となる償却資産・棚卸資産を所有されていた個人事業主さま	—	
	○本件事故発生時に、避難指示区域に所有され、持ち出されていない償却資産について、本件事故による避難等に伴う経年または管理不能による財物価値の減少額		
農 業	◆避難等対象区域内において、本件事故時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被られた個人事業主さま	～H28.12 (H29.1以降の取り扱いについては今後ご案内いたします)	
	○避難指示等に伴う減収分及び追加的費用		

【お問い合わせ先】

東京電力ホールディングス株式会社
 福島原子力補償相談室ご相談専用ダイヤル

○原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ

電話: 0120-926-404

○土地・建物・家財に関するお問い合わせ

電話: 0120-926-596

受付時間 / 9:00~19:00(月~金(除く休祝日))

9:00~17:00(土・日・休祝日)